資料４

環境目標値の変更について

1. 概要

環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、国において、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。さらに、本市ではより良い環境を目指すために、吹田市環境基本条例に基づき、環境基本計画で、「環境目標」を定めています。

今般、大気の汚染に係る環境基準の一部が改正されたことに伴い、本市環境目標を国の環境基準に準拠して変更します。

2. 変更箇所

(1) 環境基準変更に伴う環境目標の変更箇所

項目	目標値：変更前	目標値：変更後	変更理由
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。 また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から９時までの３時間平均値が0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。	オゾンとして、８時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が 0.04ppm 以下であること。 また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。	国の環境基準の変更による（令和8年４月１日から）

（注）下線部のみ変更となっています。